

波木井公一族と身延山

鹽田義遜

一、實長公の入信

實長公の入信に關する記事を先づ祖傳中に徵するに、富士道師の「御傳土代（聖滅五四年）身延朝師の「元祖化導記」（一九六年）澄師の「註畫讚」、性師の「薩埵略傳」等の古傳には何等の記事も見えぬが、身延卅二代智寂省師の「別頭高祖傳」上には富木胤繼、大學三郎、進士大郎等に次で、弘長元年の歸嚮雲結の下には、「敵人降多、荏原義宗、太田乘明、曾谷教信、秋元太郎、四條頼基、池上宗仲、平賀有國、工藤吉隆」等の名は列ぬるが、未だ波木井氏は見えぬのである。然るに文永十一年の下には

嘉遜時至、宣_レ去_レ此地_一、終託_ニ干檀越波木井氏實長_一ト_ニ隠於兜巖_一

と波木井氏に託して兜巖即ち甲斐に入るとあるが、入信のことには何等觸れて居らない。然るに第卅六代六牙潮師の「別頭統記」二四には、始めて正嘉中荏原義宗を介しての入信の記事がある。又「高祖年譜（四九七年）」には宗祖三十六歳の正嘉元年の下に「是歲甲州南部實長受戒」と述べて、古くより正嘉弘長の頃の入信と定めたのであつた。

併し乍ら是等の説には全く判然たる典據がなく、通漫に諸檀越の入信を祖傳に掲載したに過ぎないのである。故に今はその根本資料たる宗祖の御遺文に就て之を見るに、波木井公關係のものは次の七篇である。

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 一、六郎恒長御消息 | 文永元年九月 | (安房) |
| 二、波木井三郎殿御返事 | 同 十年八月三日 | (佐渡) |
| 三、六郎次郎殿御返事 | 建治三年三月十九日 | (身延) |
| 四、地 引 御 書 | 弘安四年十一月廿五日 | (同) |
| 五、波木井殿御報 | 同 五年九月十九日 | (池上) |
| 六、波木井殿御書 | 同 五年十月七日 | (同) |
| 七、南部六郎殿御書 | ? | 五月五日 (?) |

以上の中第六の「波木井殿御書」は、朝師の「化導記」には最も多く引用せられて居るが、往年「宗乗講義録」の「御遺文匡謬録草案」に、一々遺文中の原文を徴して、遺文中の用文を集大成せる偽作なることを明示せる如く、古今を通じて偽作なることには何等の異議はないのである。最もその事實を明にするものは、第五の「波木井殿御報」に

所らうのあひだ、はんぎやうをくはへず候事恐入候。(二三)

と所勞の折に花押を省略する、古習に隨はれたる事實に徴しても、その後二十日御入滅の一週間前に、古來より御自傳とも別稱せらるゝ、あの長篇の執筆は認め得ぬのである。その他の六篇中最後の「南部六郎殿御書」は、第十四代の善學境師の「身延山録外」寫本に收められたるもので、文体から見ても疑ふ餘地もなく、その異稱を「國家謗法之事」といひ、文中に

眠れる師子に手不_レ付不_レ瞋、流にさを立ざれば不_ニ浪立_一、不_レ呵_ニ噴謗法_一留難なし。(續_{九四})

とあるに依るに、宗祖の留難は「安國論」献上に由來するものである故に、本書は右の文意よりして、文應元年以後

文永八年頃のまでのものと推定すべきである。随つて順序上第二番目に列すべきであらう。殊に本書には「十輪經」や南岳の「四安樂行」を引用せることは注目すべきである。

御執筆の順序は租ぼ左記の如くであるが、次にはその宛名に就て吟味しなければならぬ。先づ六郎と三郎とであるが、「南部家文書」等に依ると實長は幼名を彦三郎と呼びしより、彦を略して三郎と呼んだが、後には六郎と呼んだといふが、それは宛名に「甲斐國南部六郎三郎殿御返事」とあるに依て、共に同人の名であることは明かである。然らば「南部六郎」と「六郎恒長」との同異に就ては如何といふに、「年譜攷異」中には、

書尾云^三南部六郎恒長^一、按寫^三誤實長^一耶、或實長一族耶。

と述べ、「聖典大辭林」^(二五七)も亦之を依用して居るが、由來本書には宗祖の根本主張たる念佛無間の法門を力説することとは、當時鎌倉はいふに及ばず、國中は念佛が流行した爲である。由來南部一家は眞言を奉じて居つたが、常に鎌倉に出勤の實長は念佛者であつたことも想像出来るのである。随つて六郎恒長とは他に判然たる證據のない限り、恒長は實長の誤寫であらうことは、本書が「本満寺録外」に蒐集せられた点からもしか思はれるのである。又本書が文永元年九月の御執筆とすれば、全年十一月安房の小松原御法難の直前、東條花房蓮華寺に於て淨圓房に「當世念佛者無間地獄事」^(五五〇)を註した後執筆せられ、入信間もなき實長を教誡せられたものであらう。

然るにその後はかくしく實長の入信の表現がなく、伊東の御流罪、小松原の御法難等相次いだ、故に留難はこれ國家の謗法に由來する旨を明かにすべく、「南部六郎御書」の御執筆となつたのである。かくて文永十年の「波木井三郎殿御返事」に

但日蓮法師仁度々聞し之人々、猶値^三此大難^一之後捨^レ之歟。貴邊者聞^レ之一兩度一時二時歟、雖然末^レ捨御信心之由聞^レ

之偏非_三今生事_一。(四九六)

と記されたるに依れば、實長の入信は前回二通の御消息等に依ていよく確定し、容易に之を捨つるとも見えなかつた。かくて佐渡御流罪に依り、「開目鈔」「本尊鈔」等に依り御本懐の開顯せらるゝや、文永十年八月三日實長に對して正しくその舊宗たる眞言の三密を破し、本門の三祕を開顯せられたのが本書である。

然るに本書は顯正を表とし破邪を裏とする故に、文中彰灼たる眞言破はないが、これに對しては既に文永九年七月「眞言見聞_二ハガク_一」を著し、眞言破の資料を鎌倉在住の辨殿日昭を始め諸弟子に送られたことは、七月廿一日その送狀たる「辨殿御消息」に

此書は隨分の秘書なり、己前の學文の時もいまだ不被_レ存事粗載_レ之、他人の御聽聞なからん已前に御存知あるべし
總じてはこれよりぐ(具)していたらん人にはよきて、法門御聽聞有べし。(五八六)

と記して辨殿、大進阿闍梨、三位殿の三師に宛てられたのに徴して明かである。又今の「波木井書」の端書に

鎌倉に筑後房、辨阿闍梨、大進阿闍梨申小僧等有_レ之、召_レ之可_レ有_三御尋_一可_レ有_三御談義_一、大事法門等粗申、彼等日本國未_三流布_二大法少々有_レ之、隨御學問可_三注申_一也。(〇六六)

とは、これ波木井公の舊宗たる眞言破にあることは、「眞言見聞」の送狀と併せ考ふべきである。

以上の三書に依て粗ぼ實長公入信の事情を知り得るのであるが、その入信の時に就ては「年譜攷異」「録外考文」は共に正嘉元年といひ、「別頭統紀」二四は「正嘉中實長直_三于鎌倉_一、憑_三荏原義宗初見_二高祖_一」(二五二)と述べ、「年譜攷異」はその隨伴に就て「西山翁與_三興師_一有_レ舊、因爲_三大土檀_一、南部氏依_三翁論導_二改_三宗受_一戒_二ハガク_一」(二六三)と述べ、「考文」には「祇_三役鎌倉_一因爲_三高祖之檀_一」(二七三)ともあるが、若し永仁六年の富士興師の「本尊分與帖」には

甲斐國南部六郎入道者、日興弟子也、仍所_ニ申與_一如_レ件（「宗學全書」興門集_{四二}）

と、その他藤兵衛、六郎次郎、六郎三郎等數人の名を列するに依れば、甲斐大井の庄出身の興師が、文應元年宗祖岩本入藏折師弟の縁を結んだ史實からも、興師を通じて宗祖の門に入ったのであらう。且つ此の事は後に述ぶる興師身延離山の折、切々の情を以て實長を諫め、更にその第六男彦六原殿行義の間に答へた、正應元年十二月十六日の「原殿御返事」に

入道御心替らせ給候敷、三代に披露し給候と申して候しかとも、尙御心中不明に候て御聞候畢。

日興が波木井の上下の御爲には、初發心の御師にて候事は、二代三代の末は不_レ知、未だ上にも下にも誰が可_ニ御忘候_一とこそ存候へ。（「宗全」興門集、一七_{三〇}）

とあるに依て愈明かである。

その他彼の「百六箇相承」には「延山地頭發心之根元日興教化力用也」（全上_{三八}）と述べ、「五人所破抄」（全上_{八四}）も同意を記し、弟子日順の「從開山傳日順法門」には更詳説して

一、波木井富士上人不_レ可_ニ背甲_一云、父子起請數通有_レ之、波木井にして法華法門を弘初させ玉申、富士上人根本にて御座、其後鎌倉には復大聖人の御説法を聽聞して法華宗に成玉ふ。さる間日興上人波木井の初發心の師にて御座事無_レ疑云々（「全上」_{三八}）

とあるに徴して明かである。更に要法寺日辰の「祖師傳」には、此の間の事情を詳説して

開山若年之時三井寺登播磨律師云能化隨學文。其後富士西山下向、彼播磨律師事緣身延澤下、波木井六郎實長堀内天台談義作、伯耆公聞食及身延山越、實長子息三郎清長對、當宗御法門談、清長聽聞信仰奉、同實長妻聽_ニ聞_一之受

法、實長鎌倉下向、清長親父向法華法門語、實長妻受法由治定、日興對實長法談、聞之即作法華持者、云々
〔富士宗學要集〕史傳第二)

とあるに依れば、播磨公は興師と共に駿河の岩本實相寺の學徒であり、且つ播磨公の縁に依て興師と波木井家との縁が結ばれ、興師を介して實長の子六郎二郎清長（三郎は彦三郎實長の息の意か）先づ入信し、次で實長の室の入信があり、かくて同じく日興を介して實長の入信となり。更に後鎌倉に於て親しく宗祖より法義を受けて、實長と宗祖との關係は結ばれたといふのである。

以上の身延御入山以前の波木井氏への三書、並に富士門流の文書に依て、實長公の入信は粗ぼ弘長文永の交、興師を介して縁が結ばれ、後文永の初頃宗祖の法義を聞き、十年間の信仰の繼續に依て宗祖より『貴邊者聞之』一兩度一時二時歟、雖_レ然未_レ捨御信心之由聞_レ之、偏非_二今生事_一と、不退轉の信者としての印可を受け、終に第四書たる「波木井三郎書」となり、茲に舊宗の眞言念佛を捨て、純の法華信者となられたのであつた。随つて古來よりの正嘉入信のことも考ふべきである。若し舊宗に就ては「年譜」が既に甲州南部の密寺といへば、當時に於ける甲斐の佛教状態からも、その舊宗の眞言なることは知るべきである。故に「統紀」四に『速捨禪宗』云々とあるは誤であらう。これに就ては「身延山史」が實長公の宗旨に就て御遺文に依れば念佛、先祖の宗旨に依れば眞言といへるは、前述の如く當時の事情に徴して妥當の説である。又舊宗眞言たることは「波木井三郎殿御返事」に依ても明かである。

以上實長の入信に就て述べたが、かくの如き實長公と宗祖との關係は、身延御入山以前は入信時代である、御入山後を以て、正しく波木井氏の給侍時代といふべきである。されば波木井氏の遺文六篇中、前三篇は入信篇であり、後の三篇は給侍篇である。弘安五年十月の「波木殿御書」は勿論除くべきである。且つ三篇中最初の建治二年の「六郎

次郎殿御返事」は、實長公の次男六郎次郎清長が、白米六斗油一箒の御供養に對する御返事で、他の二篇は正しく實長公へのものである。

二、波木井公一族の給侍

次に波木井公一族の給侍を述ぶるに先立つて、宗祖の身延御入山の本旨に就て一言しなければならぬ。これに就ては古來種々の説があるが、その根本の理由は三度「安國論」を以て、國家を諫曉したが容れられぬ爲に、御入山の意を決したことは遺文中隨所に述べて居られる。これは御入山の根本の理由であつて、宗祖は四條金吾への御消息に、その御心情の一端を示されて

情ら事のの情を案するに、今は我身に過あらじ、或は命に及ばんとし、弘長には伊豆の國、文永には佐渡の島、諫曉再三に及べば留難重疊せり、佛法中怨の誠をも身には早や免れぬらん。然るに山林に世を遁れ道を進まんと思ひしに、人々の語様になりしかども、旁々存する旨ありしに依て、當國當山に入りて、已に七年の春秋を送る。(六七)

と述べられし如く、『山林に世を遁れ道を進まんと思ふ』の語は、全く聖者の本心で一時の毀譽褒貶に依て、眞に國を救ひ人を導くの觀念の變るべき筈はない。昔天台大師は長期修養の後、時の帝の請を容れて金陵に出で、傳導に従事したが、數年にして得法の者の次第減するを見て、再び天台山に入つて修養を重ね、最後郷土の恩を報ずるため有名なる「摩訶止觀」を説かれたのであるが、宗祖の身延御入山も法華經に依る眞の鎮護國家の意を貫徹せんとの意に外ならなかつた。かくて宗祖はその法運嘉會に遇はずして、化緣盡きて終に弘安の御入滅となつたのであるが、後世後に述べんとする波木井の南部一族が、吉野朝に馳せ參じて逸早く、不惜身命の勤王に辿んじたことは、全く宗祖御入

山の深志の實際的表現と拜すべきである。

若し宗祖が身延の地を選ばれたことに就ては、既に『人々の語様々』とある如く、勿論各地の檀那より懇請があつたとも想像出来るが、今の語を身延第九代の學師は、その著「報恩鈔見聞」に『四條金吾は伊豆へ、富木殿は下總へ蘇谷入道はシンボへ、太田殿は越中、宗長は池上へ』等と懇請があつたが、『いづれも御用ひ無く南部殿へと御下畢』と釋し。第十一代の朝師は「化導記」に此の文を引用して『又旁々存する旨云々、御所存定不_レ可_レ輕、此御文体意入可_レ案_レ之者』と述べて居るが、身延の御入山に就ては豫め波木井公と打合せがあつたのでは勿論ない。何となれば文永十一年五月十七日身延へ御着の日、御到着と同時に鎌倉なる大檀那富木殿へ、十二日に鎌倉御出發酒輪、竹の下、車返し、大宮、南部の五泊の後無事到着のことを報じ

十七日このところ、いまださだまらずといへども、たいしはこの山中心中に叶ひて候へば、しばらくは候はんずらん。結局は一人にて日本國に流浪すべきみにて候。又たちとどまるみならば、げさん(見參)に入り候べし』(續_六、四)と身延に定住は不決定の意も見へ、更に端書に

けかち(飢渴)申ばかりなし。米一合もうらず、がし(餓死)しぬべし。此御房たちもみなかへして、但一人候べし。このよし御房たちにもかたりさせ給

とあるに依れば、數人の弟子達も供奉したのであらうが、恐らく突然の御入山であつた爲に、何等の用意のなかつたことも拜せられるのである。既に衣食にさへ御不自由であつた故に、勿論御住居の御庵室の準備などある筈はない。ために御入山後約一ヶ月間は、或は古來甲州一圓を遊化せられ六月十七日を以て身延開闢のことがあつたといはれるのである。何れにもせよ御入山後約一ヶ月間に波木公の力に依て御庵室が西谷に建立せられ、始めて此の處に御安住

となつたのである。併し甲州の遊化に就ては全年五月「法華取要鈔」(二五〇)の御述作のありし点からも、又遺文中「門一町を出でず既に五箇年なり」(七七)とも、『此の山を出づる事一步も候はず八年が間』(二五〇)等の文に依ても。此の山とは身延山であることはいふ迄もない。されば此の間波木井公の館に居られて「取要鈔」の御述作のあつたこと、拜すべきであらう。

斯様な宗祖突然の御入山に依て、此に始めて波木井公一族の御給侍が始まつたのであるが、『かりそめ』と遊ばされし如く取急ぎ建てられた當時の御庵室は、四年後の建治三年には、改築となつたのであるが、當時の有様は恐らく駿河の某氏への「庵室修復書」に

去文永十一年六月十七日に、この山のなかにき(木)をうちきりて、かりそめにあじち(庵室)をつくりて候ひしが、やうやく四年がほど、はしら(柱)くちかきかへ(檣壁)をち候へども、なをすことなくて……今年は十二のはしら、四方にかんべをなげ、四方のかべ一そにたうれぬ。うだい(有待)たちかたければ、月はすめ、雨はとどまれと、はげみ候へる程に人ぶなくして、がくしやう(學生)どもをせめ、食なくしてゆきをもちて、命をたすけ候ところに、さきに上野殿よりいも二駄、これ一駄はたまにもすぎ(五七)

と遊ばされし如く、急々に建立した庵室が右の如き有様となり、終に修復のやむなきに至つたのであらう。又此の「庵室修復書」は文明十三年に、朝師が不慮に感得して大坊に納めたことは「化導記」下「朝師見聞」(二九七)に明かである。此の間常に波木井公一族の御給侍のあつたことは、全年三月十九日の「六郎次郎殿御返事」に

白米三斗油一筋給畢。いまにはじめぬ御心ざし申つくしがたく候。日蓮が悦候のみならず、釋迦佛定て悦候らん。「我則歡喜、諸佛亦然」は是也。明日三位房をつかはすべく候。その時委細可申候

六郎次郎殿

日蓮花押

次郎兵衛殿 (三七五)

とある如く、全く『いまにはじめぬ御心さし』で常々御供養があつたのである。

若し此の宛名の六郎次郎は、最初入信したと傳へらるゝ、實長の次男清長のことであり、又次の次郎兵衛は弘安四年「地引御書」に見ゆる、三郎兵衛尉(三〇〇)即ち橋三郎兵衛光朝の兄であらうことは、「南部家文書」三三からも察せらるゝ。更に『明日三位房をつかはす』といふに依れば、同族であつても身延より稍隔れる地に居られたことが思はれる。且つ此の三位房は勿論身延第三代の三位日進でなく、弘安二年の夏頃寂した、三位日行であらう。孰れにするも入山の折の庵室は三年目に改築せられ、更にその後三年を隔てゝ弘安四年、稍擴張された庵室の改築となつたのである。

かく弘安四年再び庵室の大擴張に依る再建のあつたことは、全年十一月廿五日の「地引御書」に明かである。此の時は十間四面の建物となり、且つ久遠寺の扁額も掲げられたと傳へる。即ち

坊は十間四面にまたひさし(庇)さしてつくりあげ、二十四日に大師講並延年心のごとくつかまつりて……坊は地ひき山づくりし候しに、山に二十四日一日もかた時も雨ふる事なく、十一月ついたちせうばう(小坊)つくり、馬やつくる(三〇〇)

と述べらるゝ如く、十月八日に大坊の柱建より九日十日兩日に屋根を葺き、十一日より十四日迄雨雪が降つたが、月末には落慶となり、廿四日落慶式が舉行せられ、大師講延年舞樂があり、頓寫經の行事もあり、十一月より附屬の建築にかゝつた様である。此の間波木井公一族の奉仕のあつたことは

次郎殿等の御きうだち（公達）、をや（親）のをほせと申し、我心にいれてをはします事なれば、われと地をひき、はしら（柱）をたて、とうびやうわ（藤兵衛）むま（右馬）の入道、三郎兵衛ノ尉等巳下の人々一人もそらく（疎略）のぎ（義）なし。坊は鎌倉にては一千貫にても、大事とこそ申候へ。

等とあつて、宛名に「南部六郎殿」とあるは恐らく當時鎌倉在勤の實長公に、報告のための御消息と拜される。別頭統紀二十四には實長公身延御在山とあるのは當らぬ様である。

此の時實長公の息彦次郎實繼は實長公に代つて奉仕せしめたのであろうが、文に次郎殿とあるが、實長公には最初入信の六郎次郎清長があるが、これは恐らく異母兄で、實繼は彦次郎といひ兄に彌太郎長義があつたのである。又此の時臣下としては藤兵衛、右馬入道、三郎兵衛尉等の名が見ゆるが「八戸家傳記」には

爲_レ兒父光行以_三上藤兵衛富助、福士右馬允忠隆_一爲_三傳臣_一、實長成長而爲_三別家_一、時_三上福士從屬云々「南部家文書」_(三四)

とあり、又「身延山開基」の下には

實長嘗歸_レ依聖人_一、建_三立一字精舍_一、于_レ時家士_三上藤兵衛長富_一富助、福士右馬入道長忠_一忠隆、橋三郎兵衛光朝等奉_三行_一之、加之實長嗣子彦次郎實繼、二男彌三郎等奉_三父命_一、日檢_三視其造營_一（全上）

とあるに依れば、時に奉仕した臣下は、三上富助の子長富、福士忠隆の子長忠と光朝の三人であるが、「年譜攷異」上は右三人は文永十一年宗祖を身延に請した（上_{三四}）とあるは誤であらう。

茲に於て身延山の基礎は、全く波木井公に依て築かれ、且つ常に側近にあつた實繼等は宗祖に代つて、立正安國の運動を二陣三陣相次いで興すべく教誡せられたことも察し得られる。庵室の成就した翌弘安五年には、前年より所勞

のため宗祖の御健康はいよ／＼勝れないものがあつた。ために大願の成就するまでは一步も身延を出でずと決意せられた宗祖も、弟子檀那の切なる勧めに依り、同年の秋九ヶ年住み馴られし身延を後に、終に常陸の三泊の温（福島縣岩城郡温本）に寮養と決せられ、九月八日諸弟子並に實繼始め一族の人々に守られ、病軀を愛馬に托されて下山、大井、曾根、黒駒、河口、暮地、竹下、關本、平塚、瀬谷を経て、十八日池上宗長の館に暫く御逗留となられた。その翌九月十九日實長公に送られた御消息には

みちの間山と申、かわと申、そこばく大事にて候けるを、きうだち（公達）にす（守）護せられまいらせ候て、難もなくこれまでつきて候事。をそれ入候ながら悦存候。さてはやがてかへりまいり候はんずる道にて候へども、所らうのみにて候へば、不ぢやう（定）なる事も候はんずらん。さりながら日本國にそこばくもてあつかうて候みを九年まで御きわ（歸依）候ぬる御心ざし、申ばかりなく候へば、いづくにて死に候とも、はかをば身延のさわにせさせ候べく候。（三〇）

と切々なる情を述べ、波木井公の九ヶ年の奉仕を感謝し、餘命の程も計られざる故、最後の墓所を身延と定められたことは、立教開宗以來留難重疊の間に處して、一ヶ月とは同所に居住の出来なかつた宗祖には、九ヶ年の身延は全く忘れ難いものであつたであらう。文中最後に時の御乗馬の栗鹿毛は、一時藻原殿の元に預ける旨を述べられ、且つ所勞のため花押を省略せられた旨を附記せられて居るが、池上の御逗留は終に永遠の御逗留となり、翌月十三日六十一歳を以て御入滅せられ、終に波木井殿への御消息が絶筆となつたのであつた。

かくて弘安五年十月廿五日御遺言に依り、御遺骨は諸弟子檀那に依て、身延に到着し、二十九日御衣木取り弟子日法に依て御影像が造立せられ、百ヶ日御墓造立御舍利を收め〔宗旨名目〕下三〇、「化導記」下、六老僧を中心として月

次輪番守塔の制が立てられ、子檀交互に守塔することが決せられた。然るに正應元年七回忌の折。輪次守塔の弊に鑑みてか、實長公に依て此の制が廢せられ、佐渡阿闍梨日向を以て第二祖と定められた。爲めに波木井公重縁の白蓮阿闍梨日興の離山を見るに至つたのである。

若し當時に於ける波木井公の所領に就ては宗祖は「秋元殿御書」には、

甲州、飯野、御牧、波木井の三箇郷之内、波木井と申す、此郷之内戊亥の方に入りて二十餘里の深山あり。(九三)

とも、亦「下山御消息」には『甲州、飯野、御牧、波木井郷の内身延の嶺』(五五)等とある如く、富士川以西下山以南南部北方の一帯を領したものであらう。而して實長公は既に文永十一年十月二十四日

在_レ故十三里立_二四方堺_一、今日蓮聖人寄_三附之_一、自_レ今以後吾一家輩身延事不_レ可_レ存_三簾略_一。若異意之旨於_レ有_レ之、

佛法僧勿論、於_レ吾復不忠不孝罪科間、未來際迄子孫好_三滅亡_一處、依而如_レ件。(「宗學全書」上聖部_三九_一)

の「寄進狀」を認めて宗祖に寄進し、かくて弘安四年の入道して日圓と稱し、永仁三年乙未十二月十六日(「南部家文書」_三四_一作_三六月_一「誤敷」) 南部太郎實友共一家中に宛て、

身延の澤の御事は堺を立て、永代寄進之上子細狀に見えたり。是偏に父母主君孝養報恩のため、若日圓が跡末末の中に不信懈怠の輩、身延の御爲疎略を存せん不孝不法のやから、一分も日圓が跡不_レ可_レ知、孝養の志他に異なる間未來まで禁じて置處也(全上_三四九_一)

と置文を残し、全五年九月廿五日七十六歳を以て卒したのである。随つて逆算すれば貞應元年の誕生で宗祖と同年であつたのである。「南部家文書」は『以_三天年_一卒、法諱輝山源公』(三三)と年齢は明記しないが、或説は九十六歳寂、建仁二年誕生とするが、「身延類聚」「身延鑑」「別頭統紀」等の資料とは別である。

三、南部家と宗門の資料

前項に於て宗祖と波木井公一族との關係を述べたが、次に南部家を研究するに當つて先づその系譜に依れば、實長公以前の分は「寛政重修家譜」を始め、「身延類聚」化導記」下「和語式」(五九四頁)「録内啓蒙」(三三六頁)「録内扶老」(一五三頁)「年譜攷異」(上三三頁)遠光寺藏「加賀美遠光公系譜」等孰れも同一であり、又實長以下の南部系譜は粗ぼ明かであるが、實長以下の所謂波木井南部の系譜は「南部家文書」^{三九}以外に之を知る由がない。又此の「南部家文書」も奥州八戸南部家たる實繼の下は明かであるが實長の置文に見る實友、六郎次郎清長等長義の異母兄に就ては不明である。唯「身延類聚」(寛文八年)「身延鑑」(寶曆十二年)が實長直系ともいふべき波木井南部系譜を傳ふるのみである。

清和天皇より四代滿仲、七代義光、義清、清光、遠光を経て十一代光行を以て南部家の祖とし、南部一帯を領せしより南部と稱し、「身延類聚」の或説には光行に朝光、實光^{次郎}、行朝^{太郎}、實長^{初郎}、行連^{五郎}の五子ありといひ。正説としては

南部三郎光行の子有^一松本^二、^三福士^四、^五長崎^六、^七波木井實長^八。松本等は甲州所領の在名也。奥州の南部は非^三本名^一、甲州南部後領^二奥州^一故有^三此名^一。南部大膳太夫信濃守は光行の次男南部の苗裔也。彼の國八戸彌六郎勘解由は、第六男波木井實長の苗裔也。委細彼の家の系圖に有^レ之

とあるが、『彼の家の系圖』とは恐らく「南部家文書」の系圖と見てよからう。然るに南部家文書にも實長の下に

南部元祖三郎光行之三男也、於^三甲州^一領^二數ヶ所^一、住^三波木井郷^一、故世人或稱^三波木井實長^一。^{三九}

とあつて、南部の數ヶ所の所領は、「身延類聚」の『松本等は甲州所領の在名也』とあるに依て明かであるが、實長を

光行の三男、或は四男、或は六男とするが、それは南部家文書所載の「源氏南部八戸家系」實長の下に
彦三郎世人上略而呼三郎、故後改稱三六郎、實光同母弟。^{九九}
とある如く、異母兄弟の關係で三男又は六男となつたのである。

若し「身延類聚」等に見ゆる波木井南部の系譜には

- 第一 六郎 實長 法號 日圓、 第二 彌六 長義 法號 日教、 第三 信濃守長氏 法號 日長
- 第四 伊豆守實氏 法號 日遠、 第五 兵庫助行氏 法號 日理、 第六 六郎次郎春行 法號 日事
- 第七 次郎 元行 法號 日要、 第八 信濃守光行 法號 日法、 第九 右衛門佐長春 法號 日眼
- 第十 信濃守義實 法號 日淨、 第十一 伊賀守實行 法號 日證、 第十二 與九郎實春 法號 日得
- 第十三 織部 實久 法號 日受、 第十四 織部 實友 法號 日清、 第十五 主計助實紹 法號 日見
- 第十六 織部 實實義 法號 日榮、

の十六人を列ね、「身延鑑」中には更に實房日昌、實忠日隆の二人を加へ、日昌までは寂年月日を附記して居る。又「甲陽軍鑑」に依て實長より十代の義實が、大永七年信虎のため峯城に自害し、波木井家は此に滅亡すと傳へるのである以上は系譜としては心もとないのであるが、それを明にする史料として我等は、次の二つの文書を擧げねばならぬ。

一は富士の重須本門寺所藏の日興が永仁六年戊戌（宗祖滅後十六年）執筆の

日蓮弟子分與中御筆御本尊目錄事

即ち興師の「本尊分與帳」であり。他の一は明治十八年重野博士に依て發見せられたる所謂藻原文書とである。就中後者は元弘建武年間（祖滅五十年頃）南部一族並に真間の日樹、中老（？）の日澄、日保、身延東之房日靜等の學

俗

男、二 庄司入道(大井)、左衛門四郎(下山)
女、二 五郎後家(曾根)、庄司入道後家(大井)

而して、右の中波木井並に南部に屬するもの僧に二人、入道八、尼一の十一人を數ふることが出来る。而して是等は執れも本尊の授與があつたのであるから南部一族中宗祖並に興師に依る歸信の人々と見るべきである。

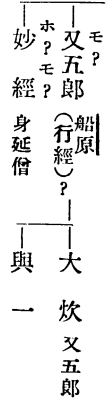
次の藻原文書は消息八通、上包十二葉であるが、消息は何れも宛名を缺き、筆者は日靜の四月、十二月、正月の三通。無名の二通。日樹、源宗秀、源長行の各一通である。若し日靜等は身延九代成就學師の記に依れば、當時身延日善(四代)眞間の日樹、中山の日祐等三個寺の貫主が同心にて上洛し供奉の學匠も數人あつた、時に延曆寺の播磨明堅と問答し、身延東之房日靜出でて問答に勝てる旨を傳へる舊記(宗全舊記^六)に見ゆる學僧で、日靜の三通中卯月の一通は異例即ち病氣見舞であり、他の二通中十二月十六日のは元弘二年で、全月十三日南部彦次郎實繼の六條河原に於ける最後と、下山南方の闕所のこと記してある。他の一通は建武二年正月八日で、南部殿の飯守城への勅宣、並に當時の合戦と出羽山城入道の六條河原に於ける最後を報告せるものである。その他無名の二通は中に「惠光房宗要」等の見ゆるのは、忘らく當時修學のため上洛中の學生よりの通信であり、他の日樹のは眞間の日樹で孫七他界の報告であり、また宗秀、長行の二人も恐らく南部一族中の人々で、孰れも當時京都に在つて身延への通信である。

若し上包の十二葉に就ては、中九葉は出雲公御房宛で、其中長行差出の三通には『みのぶのさはへまいらせさせ給べく候』とあるのは、身延大坊宛であり且つ當時出雲公は要職にあつた役僧と思はれる。若しその執筆者は長行外武光二、行經、實義各一で何れも源氏であるから、南部の一族であらうが、武光の一葉には「到來元弘元年八月六日申尅」とある。若し他の五葉中釋日澄は當時叡山遊學中の九老僧の大乗阿闍梨日澄であらう、「統紀」上^{三六}。妙寂とあ

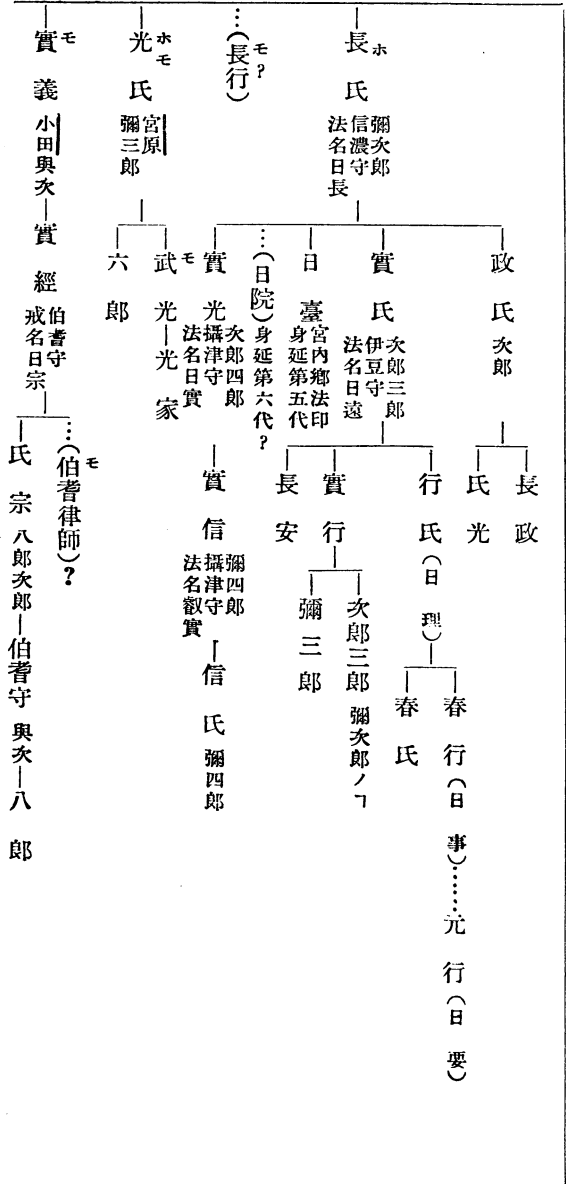
るは尼僧であらうが不明である。又宛名に大夫殿とあるは靜師の正月八日の消息中に見ゆる、三井孫三郎、藤原規資よりの状なるより、恐らく當時上洛中の二人より身延の大夫殿へのものである。若し興師の宗祖「御遺物配分帖」に『御馬一疋、小袖一、大夫公』（「宗學全書」興門^{七〇}）とある大夫殿で、若し「御書略註」に『大夫公、宗長の子』（「宗全」舊記^{三六}）とあるに依れば池上宗長の息で、或は當時身延の大坊に居つたのであらう。また宛名の筑前公は興師の「宗祖御遷化記録」に依れば、御棺の後陣で辨阿闍梨日昭と共に右側の四人中第三に見え（「宗全」興門^{七〇}）。又「身延御番帖」には伊賀公と共に七月守塔に當り、（全上^{六〇}）、「御遺物分配帖」には『御馬一匹、小袖一、御念珠』（全上^{六〇}）を拜受した中老日合で、下總野呂妙興寺の開山である。若し宛名に『身延山久遠寺御坊中』とあるは當時身延に居つたためである。その他執筆の僧日保は矢張中老で、上總興津妙覺寺の開山であらう。若し『謹上二位殿御坊中進候』の「一葉は僧日樹で、これも當時上洛中の眞間日樹からであらう。若し消息中に見ゆる人名中、南部一族と思はるゝは南部彦次郎、原殿、伯耆律師御房、南部殿、小田殿、西谷殿、出羽入道、山城入道、孫七、宮原殿等である。併し乍ら上掲の「身延類聚」を始め、南部家の古記、興師の「本尊分與帖」藻原文書等に見ゆる南部一族の人とおぼしき人々の關係を知り得る唯一の手掛としては、全く次の一系圖があるのみである。

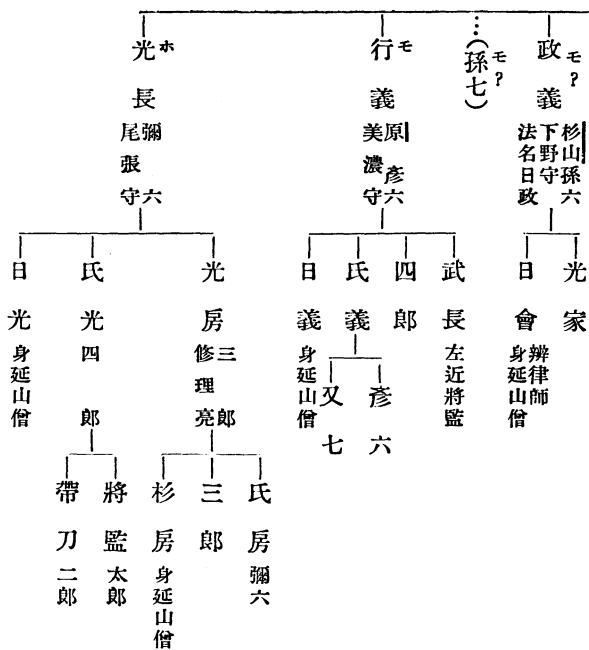
四、波木井家の系譜

此にいふ波木井家の系譜といふのは、昭和六年七月七日に本山結の秋山主計氏から示された、たしか竪六寸長さ二尺足らずの古い小厚い紙に記されたものであつた。早速何かの参考になると思つて寫して置いたが、その後藻原文書や興師の「本尊分與帖」等と對照研究した所が、不思議に合致する点が多いので、再び同氏に尋ねたが失つたとのこ



長 義 法名日教
 (實) 繼 長 繼 帥 (行)





先づ光行の所領の地名中南部、波木井の外福士は富河村の字、松本は東山梨郡岡部村の字、長江は東八代郡永井村で舊長江莊であらう。木崎は本縣には同名の地名は見當らない。又系譜に依て明かなる如く本系譜は南部主家の實光系と、波木井の南部實長系を中心にしたものである。本研究は就中後者を中心とするものであるが、本系譜中注目すべきことは、所々に所領の地名を記入した点である。即ち實長公の波木井を始めとして、光經丹後守の西谷、又五郎の

船原、光氏の宮原、實義の小山、政義の杉山、行義の原がそれである。以下諸古文書と對照研究を試みやう。

先づ「本尊分與帖」に就て見れば、波木井に越前房、播磨公の二僧（興師弟子）、藤兵衛（長富）、彌次郎（長氏）彌三郎（光氏）の三入道、南部に遇侯志、六郎（實長）、六郎次郎（清長）、六郎三郎（家長）、イホメノ宿ノ尼（妙經）？、彌六（光長）の六入道の十一名を見るが、越前房は「御遺物分配帖」に『衣一、小袖一、袷袢一』（「宗全」^{六〇}）を拜領し、「守塔番帳」には駿河村松海上寺開山中老淡路公日賢と共に三月輪番を勤めた、富士興師の弟子日辨で永く波木井に居つたことは、正應二年六月實長より興師への消息に『又越前殿くはしく申さるべく候』（「富士宗學要集」資料類聚^{三三}）とあるに見て明かである。播磨公は前掲要法寺日辰の「祖師傳」に

彼播磨律師事縁、身延澤下波木井六郎實長、堀内天台談義云々、

とある、「統紀」^{十一}に見ゆる中老日源で二月十九日の實長より興師への狀に

けさんに中候はんと、あい存候て申て候し事、はりま（播磨）房に申し、が、申て候けるやらん（「宗全」^{上聖}^{六九}）とある如く、實長公と關係ある越前房と同じく波木井に居つた興師の弟子であつた様である。若し日辰「祖師傳」の記事に依れば、早く波木井に在て實長等のために天台の談義があつたとすれば、恐らく本宗歸信の以前であらうが何れにしても波木井に居つたことは明かである。若し藤兵衛は「地引御書」に見ゆる、實長の重臣三上富助の子長富なることは「南部家文書」に明かであり、正應二年の實長の興師への消息に、『御迎に藤兵衛入道を進らせ候て、入り給ふべき由』云々（「富士宗學要集」資料類聚^{三三}）と見ゆるは同人である。遇侯志入道、イホメノ宿の尼は不明である、後者は或は光經の下の妙經かとも思はれる。

次に藻原文書の消息八通、上包十二葉中、以下「宗學全書」「金綱集附録」に依り、南部關係とおぼしき人名を出さ

ば次の如くである。

西谷殿（實長子光經、孫宗經？）正月八日靜師消息第三（「金綱集附録」^{四五八}）

宮原殿（實長孫光氏）宗秀、長行消息（全上）^{五七五}

小田殿實義（實長孫）靜師消息第三、上包（全上）^{五八〇}

源武光（宮原殿息）上包二（全上）^{五八〇}

下山闕所（實長孫杉山殿政義？）十二月十六日靜師消息第二（全上）^{五八〇}

孫七（全政義弟？）卯月二十八日靜師、宗秀消息（全上）^{五八〇}

原殿（全行義）靜師消息第二（全上）^{五八〇}

南部彦次郎（實長子、實繼）全上

南部殿（實繼子長繼？）靜師消息第三（全上）^{五八〇}

伯耆律師御房（小田殿系？）靜師消息第二（全上）^{五八〇}

源行經（光經子又五郎船原殿？）上包（全上）^{五八〇}

源宗秀（光經孫又三郎？）八月十二日の消息（全上）^{五七五}

源長行（長義子？）霜月二十八日消息、上包三、（全上）^{五八〇}

妙寂（光經子妙經？）上包（全上）^{五八〇}

千田殿秋山殿（重臣？）靜師消息第二（全上）^{五八〇}

三井孫三郎、藤原規賢（重臣）上包、靜師消息第三（全上）^{五八〇}

常陸前司、出羽入道、山城入道（重臣）靜師消息第三（全上四五八）

以上の中西谷殿といふのは、實長子光經か、或は孫宗經で今の身延西谷に住したのであらう。宮原殿は光氏で今の波木井川南方高台邊に、原殿は行義で今の波木井川邊に、小田殿は實義で今の小田船原邊に居住せるより、波木井南部氏中實長の孫に當る人々で、地名を以て呼んだのであらう。就中原殿は富士興師と親交のあつたことは、正應元年十二月十六日の「原殿御返事」に、興師身延離山の事情を細々認め、「身延澤を罷出候事面目なさ、本意なさ、難_ニ申書_ニ候へども」（「宗全」興門三七）等との文意より見るも明かである。又京都より屢文通せる武光は宮原殿の息であり。光經の息又五郎は船原に居住し、京都にあつて書を寄せたる行經とおぼしいのである。如上の日靜等の消息並に他の上包等に見ゆる諸氏は何れも、波木井一族で當時勤王に参加された人々であらう。

若し靜師の第二消息に『下山之南方闕所』云々とあるは、小田殿の弟に杉山殿政義があるに依れば、政義が下山の南方杉山に居住し、實繼等と共に吉野朝に參し、且つ實繼等と同時に六條河原に殉じ、ために杉山の地が闕所となつたのではなからうか。又「興門正義」に依れば『隱_ニ入甲斐杉山_ニ』とあり、これを早川氏の「興師身延離山の研究」には西八代郡富里村の杉山とあるは、今とは別であらう。又杉山殿政義を孫六といふに依れば、靜師並に宗秀の消息に見ゆる孫七他界とあるは、杉山殿の舍弟のことかも知れぬ。

又靜師の消息に見ゆる南部彦次郎は、これ實長公の息長義の肉弟實繼で、「南部家文書」には實長公の嗣子（九三九）とあるが、波木井家としては長義があり、更に長義にも實友、清長、家長、光長、光經の四異母兄があつて、西谷等に居住したことは明かである。若し長男長義は彌六郎と稱し、入道して日教といひ、正和二年十二月二十四日入寂して居るが、身延第廿一世乾師の「靈寶目錄」に依れば、

弘安三年^{癸卯}九月八日、優婆塞(本文作「夷」、源日教授與之

といふ宗祖より御本尊授與のあつたことは明かである。然るに廿八代眞師の「靈寶目錄」には

此の中弘安三年波木井日教授與之御本尊者、水戸宰相公當山御崇敬深信護法の三大檀那なるが故に、老師中と逐相談一衆評一同の義に而進上する者也。

元祿十五年^{壬午}十二月 日

日 省 押花

と加筆せる如く、卅二代省師の時水戸宰相公、即ち光圀卿の弟綱條公に割愛したことが明かである。

又靜師の第三消息に見ゆる南部殿は飯守城に向ふべき勅宣といふは、實繼の子長繼或に師行であらうが不明である。若し伯耆律師御房といふは、小田殿の子實經を伯耆守といふに依れば、恐らく此の一族の人であらう。又上包の行經は光經の子を宗經といふに習へば、或はその弟船原の住又五郎かとも思はれ、次の妙經と妙寂とは同人が何等關係があつたのではなからうか。又八月十二日の消息の宗秀と宗經の子又三郎と、又霜月二十八日の消息並に上包三葉の長行と長義の子長氏と交渉が考へられるが、是等の長行、政義、行經、宗秀、妙寂等は孰れも當時上洛中の人々で東之房日靜等は等の人々に依て實繼等の勤王も、今日に傳はるに至つたのである。此の外千田殿、秋山殿、三井孫三郎、藤原規賢、常陸前司、出羽入道、山城入道等は何れも南部の重臣で、勤王に参加した人々であらう。是等關係は後日の研究に譲ることにする。

又寛文八年に刊行された「身延類聚」には、「身延山記追加」の第二波木井實長の系圖、第三に永仁二年實長公の身延山寄進狀を出し、上掲の波木井家の歴代を列ねて居るが、一族が代々實長公の志を繼いで身延山を擁護したことは、何れも入道して日號を附するに徴して明かである。寶曆十二年刊行の「身延鑑」三卷はこれを轉載して居るが、若し

波木井家の直系としては、實長日圓、長義日教、長氏日長、實氏日遠、行氏日理、奉行日事等前掲の如くである。併し近代の某書がそれを以て波木井圓實寺の歴代とするのは、圓實寺の創立が餘程後世なるに徴して、双方の史實を強いるものである。

更に今の系譜に依れば、身延山第五代の宮内卿法印日臺は、實長公の孫長氏の子である。且つ文明十四年の第十二代日意の「身延山伽藍記」には、意師が偶古經の外帙より塵を拂ひ漸く讀破せりといふ、日臺の古記がある。

貞和二年丙戌九月二十日の夜夢、山僧偶遊隣村梅平、回顧山嶺有塔之九輪、下之一等平地如砥宏鉅、構殿堂樓閣鬱乎盛矣。村居處々傍崖抱流農夫取役、夢裡思念他日吾山嘉運有時、輪奐至是歟夢醒矣。乃就其九輪之地築八幡社以誌之。(「別頭統紀」卷尾)

と現在の身延伽藍は十一代朝師の造營であるが、恰かも臺師の夢の如く八幡社下の地に當るのである。又一説に依れば第六代の日院も、亦波木井一門より出で、或は日臺の肉弟(身延山史)ならんの説があるが、更に研究を要する。

又「南部家文書」に依れば上掲の系譜中、南部宗家の實光の下に、又次郎時實を脱して居る様である(「全上」^三)然るに「八戸家傳記」中に『實長嗣子彦次郎實繼、二男彌三郎等奉父命』云々(「全上」^三)とあるが、その中二男彌三郎は、興師の「本尊分與帖」には『波木井彌三郎兵衛入道』(「宗全」^二)とあるが、これは恐らく長義の二男光氏で宮原殿と稱し、藻原文書中宗秀、長行の兩文書に見ゆるのであるが、果して然りとすれば實長の子でなく孫に當るのである。

尙ほ他の文書に就て見るに、南部宗家の實光の孫、時實の子孫三郎宗實は、一族中念佛の信仰の深かつたことは、興師の「原殿御返事」に『孫三郎殿念佛無間の事は深く信仰候畢』(「宗全」興門^七)とあるに依て明かであるが、「本

尊分與帖」にもその名は見へぬ。又「南部勤王略記」には原殿を『波木井六郎次郎清長ならん』と推定し、且つ中巨摩郡の八田の御牧に居るといふに依り、今の百田村の原ならんといひ。六郎次郎清長を以て原氏となし、「本尊分與帖」に依り最初受法の人と思惟し、正應元年十二月五日興師に誓狀を送つた（「身延離山の研究」¹¹²）ともいふが、今の系圖に依れば原殿は、實長の子長義の五男行義であつて、誓狀に原清長といふは源清長の誤なることは、「富士宗學要集」の波木井清長の誓狀に正しく『源の清長』（「資料類聚」¹¹⁹）とあるに依て明かであり。又誓狀を送つたことは清長の本尊分與のありし事實からも肯かれるのである。然るに全書が原氏を原彌六郎とせるは、これ恐らく孫六の誤で、彌六は弟の尾張守光長であらう。

此の外「年譜攷異」上には、實長に彌六郎長義、彦次郎實繼（奥州遠野城主八戸氏の祖）彌三郎實氏の三子があつたといふが、彌三郎は前述の如く宮原殿、實氏はその子次郎三郎とすれば、此の説は南部系統の同一説であらう。又右の連文に

實氏從^三高師來^三房州中河西郡^{今茨城郡}加倉井邑^三而居、爲^三母氏妙德尼建^三妙德寺^一、（上^{三五}）

とあり、人或は妙德尼を以て實長公の室といふが、若し系譜に依れば妙德尼は長義或は長氏の室とすべきある。後妙德尼は常州の加倉井に來つて加倉井を姓とし、實氏より四世通久は對馬守といひ、長く此の地に住し、その後數代を経て邑主久徵は安永五年、今の「年譜攷異」の出版を扶けたと傳へる。

以上は「身延類聚」の掲ぐる、波木井家の系圖の全貌と思はる。波木井家系譜と諸文書との交渉の一斑であるが、本系譜が地名を記入してある点が、古文書研究に重要な典據となり、早川氏の「興師身延離山の研究」等が、右の点に非常の苦心を拂つたのを見て、本系譜が正しきものに近いとすれば、南部家の研究に一大光明を與へるものであ

らう。

五、南部家の勤王

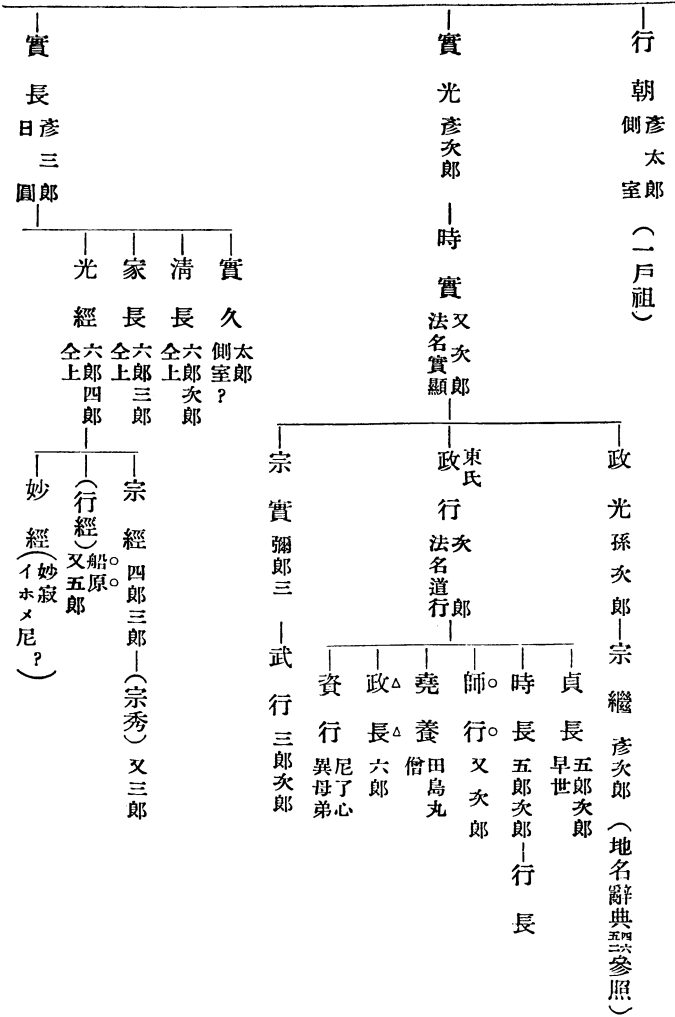
南部家の勤王に就ては、享保十五年、身延第卅六代の六牙日潮の「別頭統紀」に散見する所であるが、就中明治十五年上總藻原寺の「金綱集」裏打文書こそ、その根幹をなすものであらう。併し乍ら最も総合的のものとしては、昭和十四年十月吉野朝史蹟調査會の、鷲尾博士の發行に拘はる「南部家文書」一卷である。而して本書には藻原文書中最も重要な身延東之房日靜の三通の消息中、元弘二年十二月十六日と建武二年正月八日の二通が編輯せられて居る。

今南部家の勤王を述ぶるに當つて、先づ波木井家の系譜に記述なき、實繼一門に就て明にしなければならぬ。上掲の波木井家の系圖に實繼一門を闕き、又「八戸家系」にも實繼の下字と法諱とのみなることは、實繼が吉野朝に殉死せる勤王を判然と認識しなかつたことに起因するものである。これ王政復古以前の幾多の史實が、結果の如何に依て時代的淺薄の批判に依て、動もすれば歿り去られんとする運命に置かれたがためである。

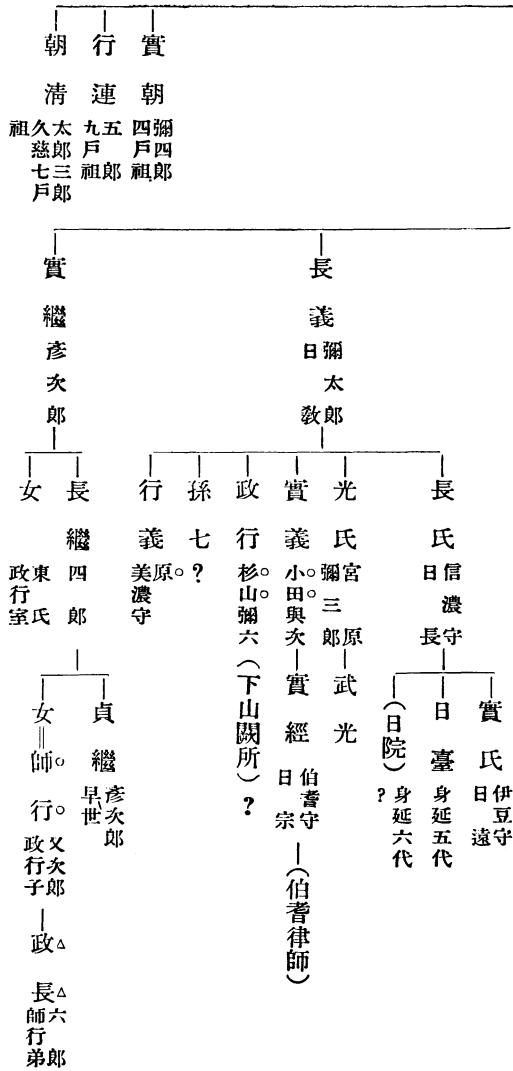
南部家文書に依れば建久二年十二月、大祖の南部光行は甲州の南部より奥州糠部郡に移り、此の時家臣等が産社八幡宮の神躰を奉持して、全郡櫛引村に安置し守護神としたのである。然るに後櫛引村を四男孫四郎宗朝に與へたために四戸八幡と呼んだのである。(四三)且つ光行には六男があつたが、彦次郎實光と、彦三郎實長には、庶兄に彦太郎行朝があつたが、側室の故に家督を繼がずして、早く奥州に移り奥州一戸の祖となり、四男孫四郎宗朝は四戸の祖、五男五郎行連は九戸の祖、六男太郎三郎朝清は久慈と七戸兩家の祖となつた。(三九)斯の如く側室の人達は何れも早く奥州に移つたのである。故に「身延類聚」に見ゆる如く南部氏が、松本、南部、福士、木崎、長江、波木井を領したの

は、奥州移轉の前の事であつて、之から見ればの側室組から順次移動した様に見られる。何れにもせよ今南部文書を初め諸文書を参考して、先づ南部家の系譜を試みるならば左の如くである。

南部光行三郎



波木井公一族と身延山



以上は南部勤王中心の系譜であるが、實長の寂後長義即ち彌太郎日教は、正和元年正月十六日實長公の身延擁護の遺志を「置文」(「宗全」上聖部。)として、翌二年十二月廿四日逝去した。後貞治五年四月二十八日長義の長子長氏即ち日長は、身延第六代日院の『日長當卿の所領御衛の大檀那』云々の身延別頭委囑狀(全上)あるに依て、波木井の南部宗家は長氏頃までは武將として活躍したが、後には専ら身延山御衛の大檀那として、身延山の近處に居住し護法を以て立たれたのであらう。随つて武將としての活動は、長義の下に於ては宮原、小田、杉山、原等の傍系に依てなされ、随つて傍系たる實繼を中心として、吉野朝に忠勤を抽じたのである。即ち「別頭統紀」二四の實長傳の終に

長男長義者孝而克家、次男實繼賴南部家、今在奥地、遠野城主八戸爲氏、長義之子長氏建武中、爲南朝臣、不屈節義、南朝沒時隨而失家、蟄於本國甲地、事有別記。(日蓮宗「全書本」^{三五})とあり、又十四の日臺傳には

父信州(信濃守)長氏、兄豆州(伊豆守)實氏欽奉南朝、陪吉野宮、師微服間行定省謁誠、時々任審問維務、人舉稱其孝弟、南朝延元三年戊寅父長氏、從弟南部師行、泉州阿部野合戰大振勇氣、師行死矣。北畠顯家亦是時戰死、父長氏幸免矣、師之孝思有神助云。(「全上」^{三九})

等と實繼、師行の勤王は既に二百餘年前、宗門史家に於て傳へられたのであるが、未だ一人の光圀卿と頼山陽との勤王資料とならざりしは、全く時の至らざりし爲めであらう。

今宗祖の遺文を通じて南部一族を見る時、實長公はいふ迄もないが、次で最も判然と遺文中に見ゆるは、「地引御書」に「次郎殿等の御公達、親のをほせと申し、我心にいらてをはします」と遊ばされ、「波木井殿御報」には「公達に守護せられ、難もなくこれまでつきて候」と遊ばされたのは、實繼を中心としての感謝の言葉である。随つて宗祖の「開目鈔」に「孝子慈父の王敵となれば、父を捨て、王にまいる孝の至也」^{五七九}等と遊さるゝ、勤王の精神は九ヶ年給侍に於て心肝に銘じたことはいふまでもない。弘安八年正月實長公より日興への消息に「くはしくは次郎に申て候へば申べく候」(「宗全」上聖部^{一九})とある如く、常に實長公の側近に在て孝養を盡したこともいふ迄もない。然るに後北畠顯家に屬して、建武の頃八幡宮を根城に移せる頃より、多く彼の地にあり北畠氏と共に吉野朝に忠勤を盡したのである。これ等に關する詳細の研究は史家の力に俟ち、今藻原文書に見ゆる、元弘二年十二月十六日の東之房日靜の消息に依れば、二品尊良親王の御流適に次で、全月十三日六條河原に果てられたのである。

今月十三日於_三六條河原被_レ切候、言語道斷之事、令_三見物候了、凡_レ哀者何れも大方の事候中、南部彦次郎最初に被_レ切候こそ、都目もあてられず、なにしてい、親たりうき作法見聞仕候哉と、覺て候けれ。(「宗全」金綱集附

錄_{三六}「南部家文書」_{三六})

とあるは、その最後の有様であつた。又その連文に『はら殿の御心中察申候』とあるは、實繼と原殿と特殊の關係のあつたことを物語るものである。更に後半に『下山之南闕所に治定候』云々とあるは、闕所に關する前後策を考慮したものであらう。此の時原殿の兄杉山殿政義も亦實繼に次で六條河原に果てたのであらう。

又「南部家文書」に依れば、その後南部の所領に就て、時實の孫即ち政行の子時長と、宗實の子武行その間に訴訟があり、又政行の子時長、師行、政長の後妻了心尼の子資行、即ち異母兄弟間に所領の訴訟のあつたこと(「南部家文書」_{三九})が見ゆるが、若しこれに依れば奥州移轉後に於ても甲斐をも領したことが知られる。又政行の妻は實繼の女長繼の妹で、長繼には子に彦次郎貞繼があつたが早世の故、その妹に政行の三男師行を婿養子に迎へた。然るに師行又父祖の志を繼いで吉野朝に參じたことは、元弘四年より建武二年に亘つて、北畠顯家の國宣十八通(南部家文書)に依りても明かである。かくの如く師行は常に東西に馳驅して忠勤を勵んだのであるが、建武五年(曆應元)五月廿二日顯家と共に重臣一百八人と共に、泉州安部野の露と消えたのである。(「南部家文書」_{三四})然るに師行には子なき故肉弟政長をして家督を相續せしめたが、政長又師行の志を繼ぎ、幾度かの足利の勸降狀を物ともせず、顯家、顯信を扶けて忠勤を盡し、建武元年には後醍醐天皇より、甲斐倉見山知行の綸旨を賜つたのであつた。

これより先師行弟田島丸は、幼より他と異りて父よりの寵愛を受け、早く密宗の名僧に就て修學し、長ずるに及んで僧となり堯養と稱した。後師行長繼の家督を繼ぐに當り、建武三年三月、

我今雖^レ繼^リ當家^ニ、豈無^レ報^ニ基本^ニ達^ニ其枝^ニ其意^上、乃草^ニ建瑜伽道場^ニ 〔甲州波木井郷〕。〔南部文書^{三三〇}〕

とある如く、師行は祖先の菩提のため波木井の郷に眞言密寺を建立し、師行の名に因み師建山と稱し、父政行が東を姓とせるより寺號を東善寺と號し、弟堯養を以て開山とした。其後興國二年十二月東善寺に於て、堯養は弟政長の素襖袴を加持して、その武運長久を祈つた。故に爾來子孫の嘉例となつたのである。此の頃東善寺は既に奥州に移轉し其後康正三年二月十三代河内守政繼の時、天神奉納の連歌の事があつたが、此の時天神社を東善寺をして掌せしめた折師建山を自在山、東善寺を佛濱寺と改めたのであつた。或は東善寺は八幡社の神宮寺として、所謂根城八幡と同時に移轉せしめたのであらう。若し「甲斐國志」五十一の古蹟部に依れば、波木井に荒墳三基ありと傳へ、その中

五輪石塔にて中村の妙善塚下と云處の田中に在り、四方梵字を刻せり、惣高五尺許古製なり。〔叢書本^{一六五}〕

とあるは、恐らく東善寺に師行が建立した父政行の墓碑であらう。これ既に史家の廣瀬氏や桂川教諭等の親しく踏査し、且つ鎌倉期と判ぜられたことに依て明かである。隨つて今の眞實寺はその後の建立であらう。是等に關する詳細の研究は後日を期するものである。

如上の波木井一族中實繼、師行を中心とする南部家歴代の忠勤は、これ全く日蓮聖人の忠君愛國の精神の具體的表現であつて宗祖の身延九ヶ年の諫曉は、波木井氏を通じて如實に顯はれたといふことが出來やう。

六、身延山と波木井一族

身延山と波木井家の關係は、宗祖と實長公の間に結ばれたのであつたが、後には身延山を背景とした宗門と波木井一族との關係となつたのであつた。即ち文永十一年の實長公の「身延寄進狀」に依て、實長公の身延に對する外護の

意は表現せられ、その後日教、日長の置文は、この意を承継したのであるが、宗祖の滅後間も無く起つた問題は、輪次守塔廢止のことであつた。

此の輪次守塔は直弟子の六老僧が中心となり、毎月輪次に宗祖の墳墓を守護して、報恩に擬せんとするにあつたので誰一人反對者もなく行はれたのであつた。然るに各々各別の地に教線を張りために、次第に月次守塔の制が崩れ何等が適當の方法を要求するに至つたのである。親師の「傳灯鈔」には『一周忌までは各々輪番候へる』（「宗全」史傳部^{三〇}）とあるが、弘安七年十月の興師の消息に

自^二何事身延澤之御墓之荒はて候て、鹿かせきの蹄に親り懸らせ給候事、目も當られぬ事に候。（「宗全」興門^{五四}）とあるに依れば、守塔の制が果して如實に行はれたとは思はれない。故に古來守輪廢止に就ては、次の如き諸説がある。

- 一、第一周忌説「當家諸門流繼圖」（「宗全」史傳部^{九四}）
- 二、弘安八年説「別頭統紀」二四、「鶯の御山」^{三〇}、「三師傳」（「宗全」興門^{九四}）
- 三、弘安十年説「本圀寺年譜」^{三五}
- 四、第七回忌説「身延鏡」中^三、「證議論」一〇等

隨つて此の問題に就ては、早川氏が「富士日興上人身延離山の研究」に委悉である故に、詳細は右に譲ることにする併し古來多く第七回忌の正應元年説に依ることは、守塔の廢止と別頭確定に關して、これに何等か連關する事實が一周忌頃を端を發し、七回忌頃に至つて終に廢止の事實を見るに至つたからである。興師の弘安七年十月の消息より前八月の日朗の「身延離山書」には、波木井氏の三謗法（「宗全」上聖部^{一三}）を數へて居る如く、此の頃種々問題が起り、輪次守塔の障得ともなつたのであらう。

若し興師と波木井公との關係に就ては、矢張弘安七年八月十一日實長は二郎實繼を使して、當時病氣の故を以て十月の見參を約し（「宗全」興門^{七六}）十二月實長より興師へ米一袋、柿五連を送り（「全上」^{三九}）これに對し翌八年正月興師より、金子二結を送り。更に實長より次郎實繼を使として、米二斗を返禮し。（「全上」上聖部^{四九}）翌二月實長の消息に、播磨房をして近々見參のことを申入れたが、幸に民部卿日向も募參に參る山だから、その時延々になつた問答も遂げたい故、是非御登山を願ひたい旨を申送つて居る。然るに正應元年十一月日興は下野公日秀を使として念佛違背の事、本佛に脇士造副の事、安國論に違背あるまじき事等を指摘して、原殿に對し波木井殿の謗法を質した。これに對し翌十二月十六日の「原殿御返事」には、右に對する原殿の反問に對して、孫三郎の三島參詣、南部卿の富士塔供養の謗法、實長の一体佛供養の所謂三箇謗法を擧げて、要するに是等の謗法は安國論違背に由來すとなし、且つ此の責は、悉く日向に歸すべきを以てした。而も此の問題の纏れが終に日興の離山となつたのである。然るに此の三ヶ條は弘安七年朗師離山の、三島明神戶張、鎌倉八幡神馬、如法行勸進の謗法の三ヶ條と大同である。かく正應二年正月廿四日日興は正しく波木井殿に對してその謗法を指摘したのである。これに對して波木井殿は

正月廿四日の御文畏て承り候ぬ、御迎に藤兵衛入道を進らせ候て、入り給ふべき由仰を蒙るの條々、惡名を越後殿御披露候らん（「原殿御返事」に『以^三越後坊^二云々^{とあり一}』^七）事歎き入て候。全く以て仰せ候と申して候事候はず。何事にも惡名立つ程の事仕り候とも覺えず候。身の事にて不覺候やらん。

一、九品の念佛の供養したりと候なる全くさる事候はず。

一、持齋僧供養したりと候の事、全く供養して候事は候はず候（「富士宗學要集」史料類聚^三、保田妙本寺藏尾缺）と興師よりの難狀に對して、事實無根なりとなし。且つ越後殿から謗法の惡名を蒙れることに對して遺憾の意を表し

たのである。

かくて全年二月十二日實長公即ち日圓より大隅殿への消息には、宗祖の御本尊の御厨子に佛を造るに就て、興師と謀つて作れるに對して、和泉殿が始成の佛といへることに起因する故、これに就て興師に問へるも、御回答なく去りたりと述べ、全年六月五日實長公より興師への消息には

さては何事にて候とも、御邊のおほせをばたがへまいらせ候はじと存じて候が、この事にきてはかないがたく候、いかやうにもたいじやう（怠狀）申すべく候へども、かねてよりうらみまいらせるしさいの候あひだ、おほせにしたがひて、さ（然）うけ給はりぬと申す御事恐れ入り候……無道に師匠の御はか（墓）をすてまいらせてとがなき日圓を御ふしん（不審）候はんは、いかで佛ち（意）にもあひかなはせ給ひ候べき、ぜんご（前後）のしやべつ（差別）ばかりこそ候へ、されば佛道のさはりになるべしとおぼへず候なり。こまかにはげさん（見參）にも申して候き。（「全上」^{二三}）

と何事も背く様な考へは微塵もないが、『此事にをき候へば叶難く候』といふに依て、此の頃より興師との間に隙を生じ、宗祖の墓を捨てた角で、兎角の批評のあつた日向を別頭とするに至つたものであらう。かくの如く輪次守塔は弘安七年頃漸くその實を失ひ、元應二年の七回忌の後頃、興師を中心として具体化し、同時に別頭職の問題となつたのである。

右の如く興師と實長との間には、守塔廢止と別頭問題とを繞つて、數年間に亘つて打解けないものがあつたのであるが、これ畢竟南部一族の歸依が興師を介してであり、且つ「本尊分與帖」に

甲斐國南部六郎入道者、日興弟子也、仍所申與如件（「宗全」興門^二）

とあるのみならず、越前房、藤兵衛、六郎次郎、彌六郎、彌次郎、彌三郎、播磨公は悉く興師より本尊を受け、又日興弟子となつた故に、興師の南部一族に對して深い關心のあつたことは當然のことであつた。併し一度くづれたるより糸は如何ともするすべもなく、正應元年十二月興師は終に身延を去つて、富士の上野殿の下に向ひ、茲に後世宗門分派の源が生じたのである。十二月十六日原殿へ切々の情を述べ、追申に宗祖御所持の涅槃經の第三第九を『愚書に取具して持來て候、聖人御經にて渡らせ給候間慥に送進候』(「宗全」興門^{五七})と述べ、又御堂の北の棚へ「四十九院申狀」を取忘れし故に幸便に托され度旨が述べてある。兩人の心情誠に察するに憚びないものがあつた。かくて日向が身延別頭となつたのは、粗ぼ此の頃であつた様であるが、これに就て現に身延に三説がある。即ち「鶯の御山」は弘安八年「身延鏡」は正應元年、「身延の枝折」は正應二年とするのである。如上の事實からすれば最後の正應二年頃とすべきであらう。かくて在位二十六年正和三年九月三日入寂とされて居る。斯様に興師との關係は斷られたが、身延と南部家との關係は、その後いよゝ深いものゝあつたことは、第五世日臺、第六世の日院兩師が南部家出身の事實に依ても明かである。併し乍ら此の間の事情を詳細に知ることは今日となつては全く不可能であり、未だ具体的史料も見當らず、身延の歴代としても初十代位までの間は、尙ほ相當研究すべきものがある様である。

今「身延の枝折」に依て南部家と關係の殊に深い六代院師までの、御在位入寂の年月を掲ぐれば左の如くである。

	(入山)	(在山)	(入寂)	(世壽)
二世	日向上人	正應二	二六	正和三、九、三
				六二
三世	日進上人	正和三	一七	貞和二、一、八
				七六
四世	日善上人	元徳二	三	正慶元、九、二二
				七六

五世 日臺上人 正慶元 三五 貞治五、三、五 四六
 六世 日院上人 貞治五 八 應安六、六、二五 六二

先づ向師に就ては三十六歳御入山より、六十二歳入寂に至る在位二十六年間に於ける判然たる記録としては、宗祖滅後十三年の永仁六年十二月十六日の日圓の置文(「宗全」上聖部^六)あり、その後十餘年延慶三年(祖滅二八)十二月廿二日に、弟子第三代日進に本尊を授與せられて居る。(遠師「靈寶目錄」)かくて翌々正和元年正月十六日に波木井第二代彌太郎日教即ち長義の置文(「宗全」上聖部^六)があり、その翌二年十二月廿四日長義は寂した(「身延鏡」)のである。然る日向師も亦間もなく微恙を感じ、獅座を三位日進に譲り舊梓上總坂本村法華谷に隱栖し、正和三年九月三日六十二歳入寂といふが、此に不審となるは嘉曆四年正月二十九日の「申狀」である。右の如くにして此年尙ほ御在世とすれば七十七歳の高齡である。即ち「申狀」には「日蓮聖人遺弟日向申」とあり、次に

欲下且任佛法正意、且守賢王例跡、被召決邪見謗法僧徒、糾明法邪正被棄置當世興盛眞言念佛禪律等邪法、流布妙法蓮華經首題正法、資天下泰平國土安穩上事。副進一卷、立正安國論(「宗全」上聖部^六)

とあるが、これに依れば正和三年隱栖後のものである。随つてその後尙ほ十餘年御存生としなければならぬ。

次で第三世の進師は古來阿部氏、或は曾谷氏の産といひ、又中老の進師と同異説もあるが、中老の進師は龍口法難に連坐のことありとすれば、現存身延文庫所藏の進師手擇本の「玄義見聞集」の奥書に『永仁三年三月八日、生年二十五歳、於東山祇洹百度大路角堂始玄義』とあるに依れば、文永八年の誕生で、随つて正和三年の御入山は、四十四歳である。且つ正徳二年卯月並に六月進師の奥書ある「立正觀鈔」顯佛未來記等に依れば、正徳の頃は身延御在山であり、更に中山祐師の「善根記」に依れば、正中三年十月、正徳二年十一月、建武二年二月何れも中山の開堂供養の

導師を勤め（「宗全」上聖部^{三〇}）たことは明かであり、更に堀之内本「金綱集」奥書には、建武三年十一月「法門付屬弟子日善授與之」（「宗全」乾^{三七}）等とあるに依れば、六年前在山十七年元徳二年善師遺囑も信を置き難い。又入寂は「統紀」の建武元年を「枝折」の如く貞和二年としなければ右の事實に合はない。然るに寂年に於て古來七十六といふも、近代新曾妙顯寺過去帳等に依て七十二歳とすれば、「鶯の御山」の元徳二年入寂は退藏であり、随つて入寂は曆應四年即ち康承元年（「宗全」上聖部傳^{三〇}）とすべきである。

若し四世の善師に就ては、九老の一人とし、（「身延鑑」）又は別人とし（「統紀」「鶯の御山」）又は進師の肉弟等といふも、正徳二年入山、在山三年、元弘二年（正慶元年）九月二十二日七十歳寂とせるは、これ正しく九老善師との混淆である。若し正徳二年入山とするも、元徳三年（元弘元年）鎌倉名越に於ける「金綱集」の善師自筆の奥書「宗全」坤^{八四}）並に全年九月廿日と朱書せる「天台圓頓血脉譜」（身延文庫）等に依り、又九世學師が今の善師、眞間の樹師、中山祐師等諸師上洛中の記事（「宗全」舊記^{六四}）等と思ひ合せて、正徳二年の入山は疑はれる。故に「統紀」は九老善師別人説に依り、貞和二年十二月廿二日七十六歳寂とし、更に「宗學全書」は貞和四年九月二十二日七十歳寂（上聖部傳^{三〇}）とし、「枝折」の正慶元年とは十六年の差がある。

五世の臺師は正しく波木井家の産で、實長公孫長氏の第三子で、宮内卿法印と稱し、正慶元年十二歳入山、在山三十五年、貞治五年三月八日四十六歳寂といふが、若し「身延山史」の如く宥師の古記に依り、善師は付囑後九年間叡山に遊學し、その間西林院日賢が祖山を管した故に、曆應三年廿一歳の入山とするも、若し建武四年九月十七日日善より十七歳の春乙丸即ち臺師に「讓狀」（「宗全」上聖部^{三〇}）があり、又「統紀」卷尾の意師の「伽藍記」に見ゆる貞和二年秋の夢の記、並に祐師「善根記」に見ゆる、延文五年五月、臺師が身延山別頭として中山持佛堂落慶の導師

を勤めたる記録（「宗全」上聖部^{四〇}）等に依れば「枝折」の貞治五年三月五日の入寂は、全年四月二十八日、實長公の孫長氏即ち日長より、第五代日院に久遠寺別頭付囑（「宗全」上聖部^{四〇}）のあつたのに合致する。而して貞治五年院師の入山となり、かくて在山八年應安六年六十二歳入寂せられたのである。

然るに院師に關する記録は未だ見ないのであるが、かくの如く此の頃迄の歴代の動靜に就ては、更に研究の餘地が存するのである、波木井家と身延山とは此の頃迄は、恐らく一体不二の關係にあつて、建武頃には宗祖より親しく勤王の教を承けたる、南部一族中實繼、師行等の如きは出でて身を以て忠勤を盡し、日臺日院は親しく宗祖の法燈を繼ぎ、法城永遠の基礎を築かれたのである。

近頃吉野朝研究者に依て漸く南部一族の勤王の顯揚せられんとすることは、誠に同慶に堪えないのである。昨年有幸にも「南部家文書」が刊行せられ、汎く學界に研究資料が提供せられた。筆者も某大人よりその寄贈を受けたが、幸往年蒐集せる資料と合せて、研究の一端を録してその芳志に報いたのである。擱筆の日山梨郷土學會は恰かも、南部氏の遺蹟調査の日であつた。